

長野県告示第 456 号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成 25 年長野県条例第 11 号）第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を水資源保全地域として指定します。

平成 27 年 10 月 8 日

長野県知事 阿 部 守 一

名 称	区 域
駒ヶ根市北割水資源保全地域	駒ヶ根市赤穂 1 番 12、14 及び 15、3 番 2 から 44 まで、46 から 56 まで、58、59、68 及び 73 並びに 4 番 1 から 18 まで、20、21、23 から 42 まで、44 から 49 まで、51 から 61 まで、63 から 65 まで、67 から 74 まで、76 から 91 まで、93 から 110 まで、186、188 及び 189 の区域

（関係図面は、長野県環境部水大気環境課、長野県上伊那地方事務所及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供します。）

水大気環境課